技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

幸 田 町

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等

| 区分 | | | 公務員 | | 民間 | | | | |
|-----|-----|----------|----------|----------|--------|-----|-----------|-----|--|
| | 職員数 | 平均 年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 対応する民間 | 平均 | 平均給与月額 | A/B | |
| | | | | (A) | の類似職種 | 年齢 | (B) | | |
| 全体 | 16 | 53 | 264, 456 | 294, 804 | - | - | - | - | |
| 調理員 | 11 | 52 | 257, 155 | 286, 143 | 調理師 | 41歳 | 281, 400円 | 1.0 | |
| 用務員 | 5 | 55 | 280, 520 | 313, 857 | 用務員 | 54歳 | 227, 200円 | 1.3 | |

- ※「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- ※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務 手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らか にされているものである。
- ※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。 (平成16年から18年の4ケ年平均)
- ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完 全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

| | | 20歳 | 20歳 | 24歳 | 28歳 | 32歳 | 36歳 | 40歳 | 44歳 | 48歳 | 52歳 | 56歳 | 60歳 | |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| | 区分 | ł | ł | ł | ł | ł | ł | ł | ł | ł | ł | ł | ł | 計 |
| | | 未満 | 23歳 | 27歳 | 31歳 | 35歳 | 39歳 | 43歳 | 47歳 | 51歳 | 55歳 | 59歳 | 以上 | |
| | 全体 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 2 | 7 | 2 | 16 |
| | 調理員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 | 5 | 1 | 11 |
| | 用務員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 5 |

(3) その他の給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当 なし

ウ 昇格基準

毎年4月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職のうち、学校用務員については退職補充を行わない。給与面に関しては、国、県、近隣市町の動向を注視し、適宜改正等の判断をしていく。

3 具体的な取組内容

平成11年度から、学校用務員については退職補充を行っていない。

保育園給食にかかる調理員については、食の安全にかかる部分であり、その職員配置については慎重に対応することとしている。